

発議第9号

市川市議会会議規則の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び市川市議会会議規則第14条第1項の規定により提出いたします。

令和8年9月4日

提 出 者

市議会議員	野 口 じゅん
〃	沢 田 あきひと
〃	太 田 丈 之
〃	国 松 ひろき
〃	とくたけ 純 平
〃	久保川 隆 志
〃	石 原 たかゆき
〃	廣 田 徳 子
〃	石 崎 ひでゆき
〃	細 田 伸 一
〃	宮 本 均
〃	小 泉 文 人
〃	石 原 よしのり
〃	増 田 好 秀

市川市議会規則第 号

市川市議会会議規則（昭和46年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「第167条の2―第168条」を「第168条―第171条」に改める。

第168条を第171条とし、第167条の3を第170条とし、第167条の2を第169条とし、第9章中同条の前に次の1条を加える。

（合理的な配慮を必要とする者への対応）

第168条 議長は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）の趣旨にのっとり、社会的障壁の除去を必要としている者に対し、その実施に伴う負担が過重でないときは、その者の権利権益を侵害することのないよう、当該者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮を行うものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

提案理由

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の趣旨を踏まえ、議会における合理的配慮規定を定めるほか、条文の整備を行う必要がある。

これが、この規則案を提出する理由である。